

木造住宅耐震改修設計・ 改修補助制度について



河内長野市 まちづくり推進課

も く じ

1. 耐震改修設計・耐震改修補助制度の概要	1
2. 木造住宅耐震改修設計補助制度の対象要件	2
3. 木造住宅耐震改修補助制度の対象要件	3
4. 交付申請の受付期限など	5
5. 注意事項	5
6. 代理受領制度について	6
7. 木造住宅耐震改修設計補助・木造住宅耐震改修補助手続きの流れ	7
8. 木造住宅耐震改修設計補助制度の取扱いについて	8
9. 木造住宅耐震改修補助制度の取扱いについて	10
10. 月額所得について	14

1. 耐震改修設計・耐震改修補助制度の概要

木造住宅の耐震化を促進するために、市では「木造住宅耐震改修設計補助制度」及び「木造住宅耐震改修補助制度」を設けています。

これらの制度は、木造住宅の耐震診断(※)の結果、住宅の強度が不足している場合に、一定の要件を満たす木造住宅の地震に対する強度を高めるための耐震改修工事に対して、耐震改修工事の設計に要する費用及び設計に基づき住宅の補強を行う耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、市域の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする制度です。

なお、補助金の交付申請にあたっては、「5. 注意事項」をよくお読みいただきますようお願いいたします。

(※)耐震診断とは？

建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを耐震診断技術者が調査・評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があると言われてしています。

住宅の耐震化を促進するため、市では一定の要件を満たす住宅に対して耐震診断補助制度を設けています。詳細は、別途配布している「既存民間建築物耐震診断補助制度について」をご覧ください。

2. 木造住宅耐震改修設計補助制度の対象要件

補助対象建築物	<p>下記のすべての要件を満たす、河内長野市内に在する「木造住宅(※)」が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けて建築されている ・耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの。具体的には、「上部構造評点(4 ページ※1 参照)」が 1.0 未満のもの ・現に居住若しくは使用しているもの又はこれから居住若しくは使用するもの ・過去に河内長野市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたことがない <p>※「木造住宅」 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの(当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。)をいいます。</p>
補助対象となる設計内容	<p>「上部構造評点(4 ページ※1 参照)」が 1.0 未満の木造住宅について、次のいずれかに該当するもので「耐震改修技術者(4 ページ※2 参照)」が作成した設計が対象です。</p> <p>(ア)耐震診断結果が 1.0 未満の木造住宅であつて、耐震改修工事後の評点を 1.0 以上まで高めるもの</p> <p>(イ)耐震診断結果が 0.7 未満の木造住宅であつて、耐震改修工事後の評点を 0.7 以上まで高めるもの</p>
補助対象者	<p>下記のすべての要件を満たす、補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあつては区分所有者の団体)が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(個人の場合)補助金の交付申請時の直近の市民税課税総所得金額が 5,070,000 円未満である ・(法人の場合)補助金の交付申請時の直近の市民税法人税割額が 0 円である ・河内長野市より課税される市税(市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税)を滞納していない
補助対象経費	耐震改修設計に要する費用(当該設計に基づいて行う工事の見積り費用を含む。)
補助金の額	耐震改修設計に要する費用の 10 分の 7 の額を補助します。ただし、1 戸あたり 100,000 円を上限とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

なお、木造住宅耐震改修設計補助制度のみの申請はできません。設計に基づいた改修工事を行うことが補助金の交付条件となります。

3. 木造住宅耐震改修補助制度の対象要件

補助対象建築物	<p>下記のすべての要件を満たす、河内長野市内に在する「木造住宅(※)」が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けて建築されている ・耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの。具体的には、「上部構造評点(4 ページ※1 参照)」が 1.0 未満のもの ・現に居住若しくは使用しているもの又はこれから居住若しくは使用するもの ・過去に河内長野市木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたことがない <p>※「木造住宅」 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの(当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。)をいいます。</p>
補助対象となる工事内容	<p>次の<u>いずれかの工事</u>のうち、「耐震改修技術者」により工事監理が行われたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「上部構造評点(4 ページ※1 参照)」が 1.0 未満の木造住宅について、次のいずれかに該当するもので「耐震改修技術者(4 ページ※2 参照)」が作成した設計に基づいて行う改修工事 <ul style="list-style-type: none"> (ア)耐震診断結果が 1.0 未満の木造住宅であって、耐震改修工事後の評点を 1.0 以上まで高めるもの (イ)耐震診断結果が 0.7 未満の木造住宅であって、耐震改修工事後の評点を 0.7 以上まで高めるもの 2. シェルター設置工事(公的試験機関等で確認又は評価を受けたものに限る)
補助対象者	<p>下記のすべての要件を満たす、補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあたっては区分所有者の団体)が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(個人の場合)補助金の交付申請時の直近の市民税課税総所得金額が 5,070,000 円未満である ・(法人の場合)補助金の交付申請時の直近の市民税法人税割額が 0 円である ・河内長野市より課税される市税(市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税)を滞納していない
補助対象経費	<p>耐震改修工事に要する経費(工事管理費、必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。)</p>
補助金の額	<p>次の金額のうち、<u>いずれか低い額</u>を補助します。なお、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。</p> <p style="text-align: right;">～次ページに続く～</p>

～前ページの続き～

1.耐震改修工事の場合

- ・1戸あたり耐震改修工事に要する経費に10分の8を乗じて得た額
- ・1戸あたり500,000円(世帯の交付申請時の直近の月額所得が214,000円以下の場合には750,000円)
(世帯の直近の月額所得については、「10.月額所得について」を参照してください。)

2.シェルター設置工事の場合

- ・設置工事に要する経費の2分の1の額
- ・1戸あたり200,000円

※なお、本補助制度では、独立行政法人住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する高齢者向け耐震改修融資「リ・バース60」への利子補給制度の利用はできません。

※1 上部構造評点とは？

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{現に住宅が保有している耐力(保有耐力)}}{\text{大地震動に対し住宅が求められる耐力(必要耐力)}}$$

上部構造評点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって次のように判定されます。



※2 耐震改修技術者とは？

- ・木造建築物の耐震改修においては、次のいずれかに該当する技術者をいいます。
 - (ア) 一般財団法人日本建築防災協会が原則として平成24年度以降に主催する木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
 - (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、公益社団法人大阪府建築士会が原則として平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

・シェルター設置工事について

家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保し、生命を守ることができる「耐震シェルター」を設置する工事に対して、補助金を支給します。耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するものです。

補助対象シェルターは、国土交通省又は一般社団法人日本建築防災協会及び日本総合試験所などの公的試験機関や他の都道府県で確認又は評価を受けたものとなります。

詳しくは市役所まちづくり推進課までお問い合わせください。

4. 交付申請の受付期限など

令和8年度の交付申請の手続きについては、令和8年4月1日から12月1日までの間に行ってください。また、令和9年1月29日までに工事を完了し、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに工事完了報告書の提出をしてください。以上を踏まえて、工事期間をよくご検討いただき、余裕をもって交付申請書類を作成し、来庁の上、申請してください。

なお、本補助制度は、毎年度予算の範囲内で実施していますので、予告なくその年度の受付を終了することがあります。

5. 注意事項

補助金の交付申請にあたり、以下の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- ・本制度の補助対象住宅である「木造住宅」の「木造」とは、建物構造全体が「木造」であることを指します。よって、混構造の建築物は補助の対象外です。
(例えば、1階が木造で2階が鉄筋コンクリート造である等の建築物は対象外です。)
- ・構造耐力上の評点向上に直接寄与しないリフォーム工事や建築設備関係等の設計費用及び工事費用は補助対象とはなりません。

「明らかに補助対象とならないもの」下記の工事に係る設計・工事費用は対象外です。

- ①増築工事
- ②リフォーム工事(構造評点の向上に関係のないもの)
- ③設備機器の老朽化に伴う取替え工事
- ④既存部材の防腐、防蟻処理
- ⑤床工事に伴う畳、フローリング等の仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑥天井下地を含む天井仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑦耐力壁の新設を伴わない建具の取替え
- ⑧擁壁工事等の外構工事
- ⑨その他、構造耐力上、必要ないと判断されるもの

- ・申請書を受理し、事前協議ののち、申請内容を審査し、要件に適合していることを確認の上で、交付決定通知書を申請者に送付します。また、申請から交付決定までに1か月以上の期間を要する場合があります。
- ・耐震改修設計、耐震改修工事の契約を行う前に、交付申請の手続きを必ず行ってください。交付決定通知前に契約・着手をされた場合は、補助金を交付できません。
- ・交付決定通知後に、申請内容を変更しようとする場合は、事前に市の承認手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で、変更承認申請書の提出をしてください。なお、申請内容の変更に伴う工期についても、令和9年1月29日までに必ず完了してください。

～次ページに続く～

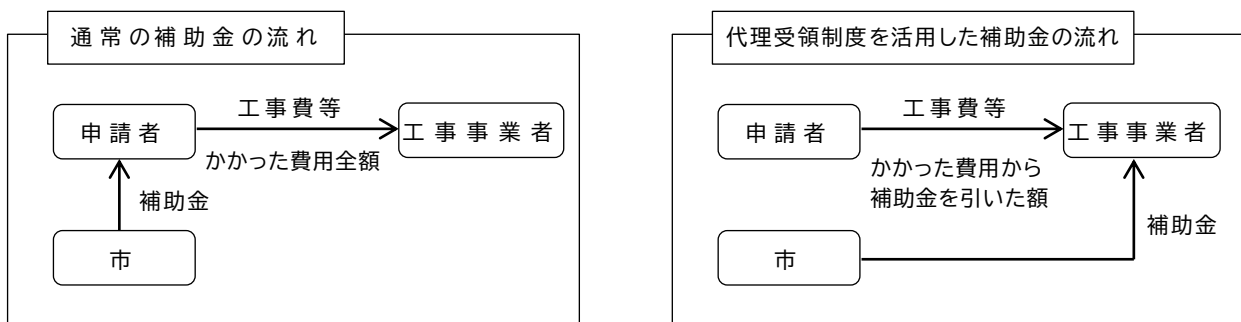
～前ページの続き～

- ・耐震改修設計を中止しようとする場合は設計取下書を、耐震改修工事を中止しようとする場合は、工事中止届の提出をしてください。なお、いずれも令和9年2月1日までに提出してください。
- ・補助対象建築物が共有名義の物件の場合、共有者全員によって合意された代表者を補助申請者とします。
- ・長屋、共同住宅において本制度の利用を希望される際は、必ず事前に市役所まちづくり推進課窓口に来庁いただき、相談を受けてください。また、予算の範囲内で実施しているため、補助金の交付までに相当期間要する場合があります。
- ・交付申請の結果、不承認となった場合は、申請に係る一切の事務的経費の補填はしません。

申請において、ご不明な点等がございましたら、事前に市役所まちづくり推進課窓口に来庁いただき、ご相談いただくことをおすすめします。

6. 代理受領制度について

代理受領制度とは、申請者が耐震改修設計・耐震改修工事に要した費用を、耐震改修技術者等の業者に支払う際に、耐震改修設計・耐震改修工事に要した費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金を市から直接業者に支払う制度です。



(例)耐震改修工事費用 2,000,000 円、補助金 750,000 円の場合

工事費用 2,000,000 円 - 補助金 750,000 円

= 申請者が業者等に支払う額 1,250,000 円

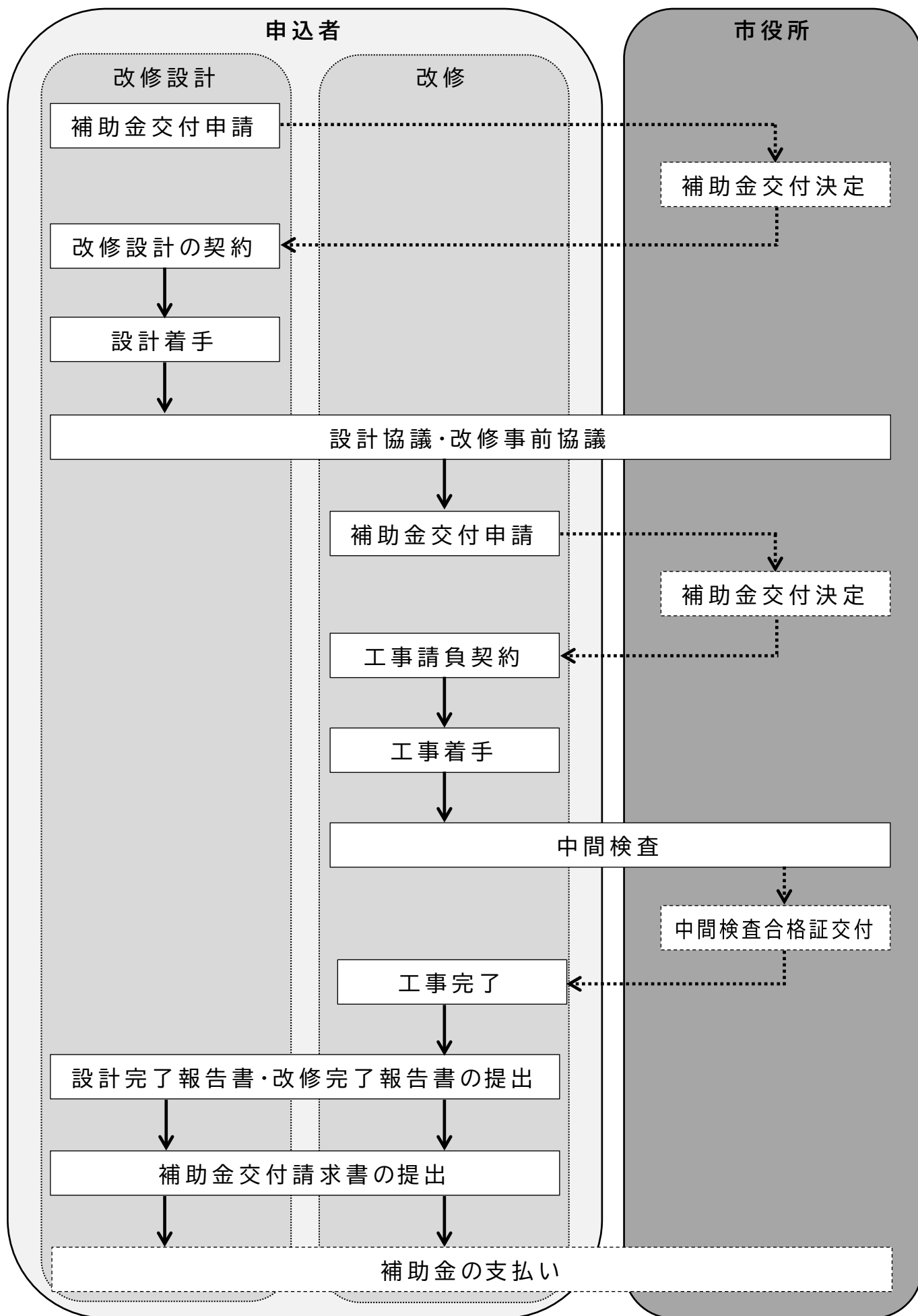
市から業者に補助金分を支払うため、申請者の初期費用負担が軽くなります。

なお、本制度を利用する場合は、補助金交付請求時に、下記の通り別途書類が必要となります。

- ・耐震改修設計 代理受領委任状(様式第10号の2)及び代理受領に係る確認書(様式第10号の3)
- ・耐震改修工事 代理受領委任状(様式第15号の2)及び代理受領に係る確認書(様式第15号の3)

7. 木造住宅耐震改修設計補助・木造住宅耐震改修補助手続きの流れ

※手続きは耐震改修技術者とともに来庁の上、申請されることをおすすめします。



8. 木造住宅耐震改修設計補助制度の取扱いについて

補助対象経費、必要な添付書類等については、次の通りです。

(1) 補助対象経費

耐震改修設計に要する経費が対象となります。この経費は、改修前の耐震診断の結果、上部構造評点を1.0以上又は0.7以上(耐震診断結果が0.7未満の場合)に高めるための設計にかかる費用のみが対象となります。

(2) 交付申請時の添付書類

木造住宅耐震改修設計補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて申請してください。

① 建築年月日が確認又は推測できるもの

建築基準法に規定する補助対象建築物の確認通知書又は検査済証の写しを提出してください。

② 現況の耐震診断報告書

一般社団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密検査法」に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定した報告書を提出してください。

③ 建物の位置図(1/2500程度のもの)

④ 現況平面図

⑤ 建築物の所有者を確認できる書類 ※直近3か月以内に発行されたもの

登記事項証明書、固定資産評価証明書等、補助対象建築物の所有者が確認できるものを提出してください。※法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本を提出してください。

⑥ 建築物の所有者に市税の滞納がないことを証する書類 ※直近3か月以内に発行されたもの

所有者の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の完納証明書を提出してください。※法人の場合は、「税に関する調査同意書」を提出してください。

⑦ 所有者の直近の所得証明書

所有者の補助金交付申請時における直近の所得証明書を提出してください。

なお、4月～5月中に改修設計補助金の交付申請の上、6月以降に設計協議・改修事前協議や改修補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、改修設計補助金交付申請時と設計協議・改修事前協議や改修補助金交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、設計協議・改修事前協議や改修補助金交付申請時に、改めて所有者の補助金交付申請時における直近の所得証明書を提出いただきます。

⑧ 耐震改修設計に要する経費が分かる内訳明細書(補助対象経費のみ)

⑨ 耐震改修技術者であることを証する書類

⑩ 申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の組合規約および実施に係る決議書

(3)着手届提出時の添付書類

木造住宅耐震改修設計着手届(様式第4号)に以下の書類を添えて申請してください。

着手届は交付決定通知書を受け取った日から30日以内に耐震改修設計に着手の上、提出してください。

①設計委託等の契約書(写し)

※補助対象となる設計は、耐震改修技術者が設計したものに限ります。

(4)設計協議時の添付書類

改修事前協議の添付書類と同様です。なお、改修事前協議を完了した場合は、設計協議も完了したものとみなします。

(5)設計完了報告時の添付書類

木造住宅耐震改修設計完了報告書(様式第8号)に以下の書類を添えて申請してください。

①設計に基づく改修後を想定した耐震診断報告書

②設計概要書

③設計図面

現況平面図(改修前)、計画平面図(改修箇所を着色表示した図面)、補強計画図(補強方法を示す図面)

④設計に要する経費が確認できる内訳明細書(補助対象経費のみ)

⑤設計に要する経費の請求書の写し(補助対象経費のみ)

(6)補助金請求時の添付書類

木造住宅耐震改修設計補助金交付請求書(様式第10号)に以下の書類を添えて申請してください。

①設計に要する経費の領収書の写し(補助対象経費のみ)

※代理受領制度により、耐震改修技術者等が補助金を受領する場合には、別途書類の提出が必要です。(「6.代理受領制度について」を参照してください。)

9. 木造住宅耐震改修補助制度の取扱いについて

補助対象経費、必要な添付書類等については、次の通りです。

(1) 補助対象経費

耐震改修工事に要する経費が対象となります。この経費は、改修前の耐震診断の結果の上部構造評点を1.0以上又は0.7以上(耐震診断結果が0.7未満の場合)に高める工事及びシェルター設置工事で、耐震改修において必要不可欠な構造部材、耐震壁、またそれらの設置に伴う補助金物、接合金物等、基礎工事(RC補強工事)、構造耐力上の評点向上に直接寄与する工事に要する費用が対象となります。

(2) 事前協議時の添付書類

木造住宅耐震改修事前協議書(様式第1号)に以下の書類を添えて申請してください。
 ※(2部)と記載のある書類については2部ずつご準備の上、提出してください。

① 所有者の属する世帯の世帯全員が記載された住民票の写し(原本)

※直近3か月以内に発行されたものを提出してください

② 建築年月日が確認又は推測できるもの

建築基準法に規定する補助対象建築物の確認通知書又は検査済証の写しを提出してください。

③ 現況の耐震診断報告書(2部)

一般社団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密検査法」に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定した報告書を提出してください。

④ 建物の位置図(1/2500程度のもの)(2部)

⑤ 現況平面図(2部)

⑥ 現況写真(建築物の全景・改修箇所が写ったもの)(2部)

カラーで、以下の内容が分かるものを添付してください。

- ・外観：屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置
- ・内観：各部屋の壁仕様が分かるもの、開口部の種類、垂れ壁や欄間・天袋等の有無
- ・屋根裏、天井、床下：床の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態
- ・劣化部分：劣化度の診断内容

⑦ 計画平面図(改修箇所を着色表示した図面)(2部)

補強箇所に番号を振り、施工方向を示すなど、補強箇所と補強内容等が分かるものとし、天井や床の補修部分(補強に係る部分のみ)も図示してください。また、金物の位置を記載してください。

⑧ 補強平面図(補強方法を示す図面)(2部)

⑨ 耐震ボード・接合金物等の使用材料に関する資料(2部)

耐震ボード、接合金物等の使用材料が認定品である場合は、認定品のパンフレット(の写し)、許容耐力又は壁倍率等が確認できる書類を提出してください。

※シェルター設置工事の場合は、公的試験機関等で認定されている内容のわかる書類を必ず添付してください。

⑩ 耐震診断報告書(改修後)(2部) ※シェルター設置工事の場合は不要です。

⑪建築物の所有者を確認できる書類 ※直近 3 か月以内に発行されたもの

登記事項証明書、固定資産評価証明書等、補助対象建築物の所有者が確認できるものを提出してください。※法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本を提出してください。

⑫建築物の所有者に市税の滞納がないことを証する書類 ※直近 3 か月以内に発行されたもの

所有者の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の完納証明書を提出してください。※法人の場合は、「税に関する調査同意書」を提出してください。

⑬所有者等の直近の所得証明書

以下の(ア)、(イ)の所得証明書を提出してください。

(ア)所有者の補助金交付申請時における直近の所得証明書

なお、4月～5月中に改修事前協議を行い、6月以降に改修補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、改修事前協議時と改修補助金交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、改修補助金交付申請時に補助対象要件に該当するかを確認するために、改めて所有者の補助金交付申請時における直近の所得証明書を提出いただきます。

(イ)所有者の世帯員で所得を有する者の所得証明書(該当する場合) ※シェルター設置工事の場合は不要です。

世帯の補助金交付申請時の月額所得が214,000円以下の場合、補助額の限度額が750,000円となります。この基準に該当する場合は、所得を有する者全員の直近の所得証明書を提出してください。

なお、4月～5月中に改修事前協議を行い、6月以降に改修補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、改修事前協議時と改修補助金交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、改修補助金交付申請時にこの基準に該当するかを確認するために、改めて所得を有する者の直近の所得証明書を提出いただきます。

⑭耐震改修工事に要する経費が分かる内訳明細書(補助対象経費のみ)(2部)

補強箇所ごとに項目を作成してください。

⑮耐震改修技術者であることを証する書類(2部)

(3)交付申請時の添付書類

木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第2号)に以下の書類を添えて申請してください。

①「(2)事前協議時の添付書類」の下線を付した書類(①④⑤⑦⑧⑫⑬⑭⑮)

②耐震改修工事工程表

③利害関係人の同意書

補助対象建築物の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者が異なる場合は、それらの利害関係人から耐震改修の施工を行ってよい旨の同意書(申請者が管理組合の場合は、当該管理組合同規約および耐震改修実施に係る決議書)

(4)着手届提出時の添付書類

木造住宅耐震改修工事着手届(様式第 5 号)に以下の書類を添えて申請してください。

着手届は交付決定通知書を受け取った日から 30 日以内に耐震改修工事に着手の上、提出してください。

①工事請負等の契約書

※補助対象となる工事は、耐震改修技術者が工事監理したものに限ります。

(5)中間検査申請時の添付書類

木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(様式第 10 号)に以下の書類を添えて申請してください。

①木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第 11 号)

②使用金物及び木材等の出荷伝票

③工事写真(着手前から中間検査まで)

④耐震改修技術者であることを証する書類(耐震改修技術者と工事監理者が違う場合)

(6)完了報告時の添付書類

木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第 13 号)に以下の書類を添えて申請してください。

①木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第 11 号)

②木造住宅耐震改修工事中間検査合格証の写し

③改修工事写真(着手前から工事完了まで)

④耐震改修工事に要する経費が分かる内訳明細書(補助対象経費のみ)

補強箇所ごとに項目を作成してください。

⑤耐震改修工事に要する経費の請求書の写し(補助対象経費のみ)

(7)補助金請求時の添付書類

木造住宅耐震改修補助金交付請求書(様式第 15 号)に以下の書類を添えて申請してください。

①領収書の写し

耐震改修工事に要する経費の領収書の写し(補助対象経費に係る部分に限る。)

※代理受領制度により、耐震改修技術者等が補助金を受領する場合には、別途書類の提出が必要です。(「6.代理受領制度について」を参照してください。)

(参考)

・耐震改修工事に要する経費が分かる内訳明細書(補助対象経費のみ)の例

〇〇様邸 耐震改修工事明細書			
【耐震設計に基づく改修工事費】	数量	単価	金額(円)
既存壁撤去(範囲は別紙のとおり)	〇	〇〇	〇〇〇円
1階 A 通-1 通柱 引き抜き金物□□	〇	〇〇	〇〇〇円
△△△△△△△△△△△△△△	〇	〇〇	〇〇〇円
	小 計		〇〇〇〇円
【耐震工事に係る経費】	数量	単価	金額(円)
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	〇	〇〇	〇〇〇円
	小 計		〇〇〇〇円
	合 計		〇〇〇〇円

・領収書の写しの例(代理受領制度を利用しない場合)

申請者氏名を記入

〇〇 〇〇 様

領収書

No.123456
令和△年◇月□日

名目を記入

金額 ￥●, ●●●, ●●●、-

(内消費税 10% ￥●●●, ●●●、-)

但し 耐震改修工事費として
上記の金額正に領収いたしました。

収入
印紙

株式会社●●建築設計事務所

〒●●●-●●●● ●●市●●町●●

電話 ●●-●●●-●●●●

取扱者印

・領収書の写しの例(代理受領制度を利用する場合)

申請者氏名を記入

〇〇 〇〇 様

領収書

No.123456
令和△年◇月□日

名目を記入

金額 ￥●, ●●●, ●●●、-

(内消費税 10% ￥●●●, ●●●、-)

但し 耐震改修工事費として 上記の金額正に領収いたしました。

(残額の￥●●●, ●●●、-については河内長野市補助金を代理受領)

収入
印紙

株式会社●●建築設計事務所

〒●●●-●●●● ●●市●●町●●

電話 ●●-●●●-●●●●

取扱者印

残額は市補助金を代理受領する旨明記

10. 月額所得について

耐震改修補助金交付申請時における、世帯の直近の月額所得は以下のとおり計算します。

$$\frac{(\text{「世帯員の合計所得金額」}-\text{「控除額(※)の合計」})\div 12}{\div \text{世帯の直近の月額所得(1,000円未満切捨て)}}$$

※控除額とは以下のものが該当します。

- ・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・配偶者控除額 ・扶養控除額 ・ひとり親控除額
- ・所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき100,000円(その者の給与所得等の金額の合計額が100,000円未満である場合には、当該合計額)

・世帯の月額所得の計算例

世帯に65歳以上70歳未満の年金収入のある人が2名(世帯主Aとその妻B)

(例)世帯主Aの所得証明書

令和〇年度 市民税・府民税 所得(課税)証明書

住所	大阪府河内長野市 ■■■町				
氏名	世帯主 A		昭和32年5月1日生		
(定額減税 所得割 65,400円 定額減税前府所得割 43,600円 (単位:円))					
令和〇年度課税(△年分所得)	①		年税額	94,300	
合計所得金額	2,000,000		森林環境税	1,000	
市民税	所得割	53,400	府民税	所得割	35,600
	均等割	3,000		均等割	1,300
合計所得金額の内訳					
(公的年金支払金額)	(3,100,000)		以下余白	以下余白	
雑所得	2,000,000				
以下余白	以下余白				
所得控除合計額	860,000		課税総所得額(総合)	1,140,000	
市民税調整控除額	0		課税分離所得額	0	
市民税調整額	0		総所得金額等	2,000,000	
所得控除額の内訳					
扶養控除	配偶者	特定	老人(内同居)		② 330,000
	有	0人	0人(0人)		
	一般	普通障害	特別障害(内同居)		
	0人	0人	0人(0人)		
配偶者特別控除	0		生命保険料控除	0	
雑損控除	0		地震保険料控除	0	
医療費控除	0		本人控除	ひとり親	0
社会保険料控除	100,000				
小規模共済等掛金控除	0		基礎控除	430,000	

(例)世帯主 A の妻 B の所得証明書

令和○年度 市民税・府民税 所得(課税)証明書

住所	大阪府河内長野市■■■町		
氏名	妻 B		昭和32年1月1日生
額減税前市所得割 0円 定額減税前府所得割 0円 (単位:円)			
令和○年度課税(△年分所得)	年税額		0
合計所得金額	400,000		森林環境税 0
市民税	所得割	0	府民税 所得割 0
	均等割	0	
合計所得金額の内訳			
(公的年金支払金額)	(1,500,000)	以下余白	
雑所得	400,000	以下余白	
所得控除合計額	480,000	課税総所得額(総合)	0
市民税調整控除額	0	課税分離所得額	0
市民税調整額	0	総所得金額等	400,000
所得控除額の内訳			
扶養控除	配偶者	特定	老人(内同居)
	有	0人	0人(0人)
	一般	普通障害	特別障害(内同居)
	0人	0人	0人(0人)
配偶者特別控除	0	生命保険料控除	0
雑損控除	0	地震保険料控除	0
医療費控除	0	本人控除	ひとり親
社会保険料控除	50,000		
小規模共済等掛金控除	0	基礎控除	430,000

A の合計所得金額が 2,000,000 円(①)、配偶者控除額が 330,000 円(②)
 B の合計所得金額が 400,000 円(③)の場合

$$\begin{aligned}
 & (\text{①}2,000,000 \text{円} + \text{③}400,000 \text{円}) - (\text{②}330,000 \text{円} + 100,000 \times 2) \\
 & = 1,870,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

$$1,870,000 \text{円} \div 12 \text{か月} = 155,833 \text{円} \div 155,000 \text{円} \leq 214,000 \text{円}$$

この例では、世帯の月額所得が 214,000 円以下となり、750,000 円を限度額として、工事費・工事監理費の補助を受けることができます。

お問い合わせ先

河内長野市役所 まちづくり推進課 住宅流通・空き家対策グループ

電話：0721-53-1111